

賃貸型応急住宅のご案内

四日市市では9月12日の大雨災害による被害を受けて、災害救助法の適用を受け、住宅に甚大な被害を受けた方への救済として、10月6日より賃貸型応急住宅の提供を開始します。

賃貸型応急住宅とは、災害によって住む場所を失った被災者が、自己の資金では住宅を確保できない場合に、災害救助法に基づき、自治体が民間賃貸住宅を借上げて提供する制度です。

制度や物件（賃貸住宅）に関すること

四日市市役所 市営住宅課(庁舎4階)

電話：059-354-8219

HP：<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1758018367909/index.html>

入居の対象者 次の（１）および（２）の要件に当てはまる方

（１）当該災害時に四日市市に居住し、次の要件のいずれかを満たす方

- ① 住宅が半壊であり、住み続けることが困難な程度の傷みや悪臭により住家としての利用ができず、自らの住居に居住できない方
- ② 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる方
(半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方に限る。)

（２）他に居住できる住宅（持家のほか、被災者が所有するアパートやマンション、別荘等）がなく、被災者の自己資金のみでは住宅を確保することができない方

注：入居の審査には罹災証明書を使用します。ご相談の際は罹災証明書の写しをご持参ください。

○市(県)が負担する経費

家賃、共益費(管理費)、礼金、退去修繕負担金、仲介手数料、損害(火災)保険料、入居時鍵交換費

※損害(火災)保険料は三重県が包括的に加入するため、三重県が負担します。

○入居者が負担する経費

光熱水費、駐車場料金、自治会費など

※このほか、入居者の故意、過失による損壊に対する、修繕費等は入居者負担になります。

○入居期間

入居日から最長2年

※入居期間は、入居時から原則2年となりますが、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する場合の入居期間は、最長6か月となります。なお、応急修理が完了した場合は、速やかに退去していただく必要があります。

賃貸物件の契約は、入居者（市民）、貸主、四日市市の三者契約となり、四日市市が家賃などの一部経費を負担します。

○賃貸型応急住宅となる賃貸物件の家賃などは以下のとおりです。

家賃(月額)【1人(単身)の世帯 5.5万円以内】【2人の世帯 6.5万円以内】【3～4人以下の世帯 7.5万円以内】【5人以上の世帯 9.0万円以内】

※入居期間中に、小学校入学年齢に達しない児童(以下、「未就学児」という)は、入居人数に含めない。

ただし、未就学児が2人以上の場合、1人あたり0.5人(小数点切り上げ)として換算する。

※家賃(月額)超過分を自己負担で入居することは不可

※その他、共益費(管理費)、退去修繕負担金、礼金、仲介手数料、入居時の鍵交換費用など災害救助法で認められた条件を満たす物件

※民間賃貸住宅であるため、審査などがあります。